

追加資料

まちづくり部

## 長崎市手数料条例 新設と現行との比較

	手数料の種類	単位	金額	対象事務の根拠となる法令等
現行	用途地域における建築等許可申請手数料 【公聴会：要、建築審査会の同意：要】	1件	18万円	法第48条第1項から第13項ただし書き
新設	① 用途地域における日常生活に必要な建築物に関する建築許可申請手数料 【公聴会：要、建築審査会の同意：不要】	1件	14万円	法第48条第16項第2号
	② 用途地域における建築等許可を受けた建築物に関する増築等許可申請手数料 【公聴会：不要、建築審査会の同意：不要】	1件	12万円	法第48条第16項第1号